くらしステップアップ

気を付けて!ネットのトラスル

スマートフォンやタブレット端末が普及し、誰もが、いつでも、どこでも、手軽にインターネットにアクセスできるようになりました。情報収集のほか、SNS やショッピング、ゲームなど、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなっています。

これに伴い、インターネットに関連する様々な消費者トラブルが発生しています。

毎月 10 万円!! 簡単なお仕事

スマホで簡単! 1日5分で毎月10万円!

副業トラブル



ウイルスに感染しています!! サポートを受けるため 直ちに連絡してください!

サポート詐欺



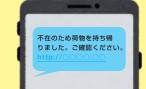


1日1粒で痩せました! いまならお試し価格 8.000円⇒300円

定期購入トラブル







不在のため荷物を持ち帰りました。ご確認ください。

http://000.00

偽の不在通知

毎年5月は消費者月間です!

消費生活センターでは、5月の消費者月間に合わせて、

「消費者月間記念講演会」を開催しています。

令和5年度は、デジタル社会における消費生活に関して、 講演会を開催予定です。

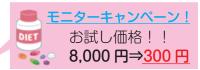
詳しくは「かごしま市民のひろば4月号」をご覧ください



SNS がきっかけの消費者トラブル

SNSは便利なコミュニケーションツールですが、思いがけず消費者トラブルに巻き込まれることがあります。SNSのリスクを認識しておきましょう。

SNS 上の広告から...





大処分セール実施中

ブランドバッグ **定価より 70%OFF**



<u>○定期購入トラブル</u>

[1回だけ] のつもりで注文したら、 **定期購入**が条件だった

○詐欺・模倣品サイト

代金を支払ったのに**商品が届かない**・ **偽物**が届いた

SNS 上で知り合った相手から誘われて...



簡単に稼げる副業 があるよ

こっちのサイトで やり取りしようよ

○副業トラブル

情報商材などの高額な契約をさせられた がもうからない

○出会い系サイトトラブル

有料の出会い系サイト・アプリでやり 取りするために高額な支払いをさせら れた

🖔 トラブルにあわないために

➤ SNS 上の広告はしっかりと内容を確認しましょう

大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう広告や、「簡単にもうかる」「損は しない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。

➤ SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう

SNSの利用規約では「SNSがきっかけでトラブルが発生しても責任を負わない」旨が定められていることがほとんどです。SNS上では話が合う「知り合い」でも、本当に信用できる相手かはわかりません。お金を支払ったとたん、相手と連絡が取れなくなることもあります。

➤ 困ったときは、消費生活センターへご相談ください



相談コーナー

〈事例1〉老人ホームの入居権を譲ってという詐欺電話にご注意!

相談内容

不動産業者から「老人ホームの入居権が当たった」と電話があり、 必要ないと断ったが、権利を譲って欲しいと言われたので承諾した。 その後、弁護士を名乗る人から電話があり、「名義貸しは犯罪だ。違 反金を支払わなければ逮捕される」と言われたがどうすればよいか。

(70代女性)



処理結果

固定電話は留守番電話に設定し、今後は連絡を取らないように助言しました。

アドバイス

- 〇老人ホームなどの入居権を譲ってという電話は詐欺です。相手にせずにすぐ電話を切りましょう。
- ○複数の人物が登場する「劇場型勧誘」で、さまざまな口実で、お金を支払わせようと、うその話をしてきます。一度支払ってしまうと取り返すことは困難です。話をうのみにせず、絶対にお金を払わないようにしましょう。

〈事例2〉マッチングアプリで知り合った相手からのもうけ話にご注意!

相談内容

マッチングアプリで知り合った外国人を名乗る男性に暗号資産への投資を勧められ、海外取引所のアプリで投資を始めた。すると、「投資資金がさらに必要」とか「利益を出金するには手数料が必要」などと次々と費用を振り込むように言われ、不足する分は借り入れをしながら支払った。さらに費用の要求が続くが詐欺だろうか。



(40代女性)

処 理 結 果

「振り込め詐欺救済法 (オレオレ詐欺等の犯罪により金融機関にお金を振り込んでしまった人に、その振込先となった預金口座の残高を支払う手続き等について定めた法律)」について説明し、振込先の金融機関と警察に相談するよう助言しました。

アドバイス

- ○マッチングアプリ等で知り合った人から暗号資産やFX等の投資を勧められ送金したところ、 相手と連絡が取れなくなるという事例が増えています。
- 〇知り合った相手が「"自称"外国人や海外の在住経験がある日本人」「不自然な日本語」「暗号 資産やFXでもうけている」などの場合は詐欺的な投資トラブルに繋がる恐れがありますの で、注意しましょう。
- ○被害にあった場合、すぐに警察や振込先の金融機関に連絡を行えば「振り込め詐欺救済法」 により、被害額の全部又は一部を取り戻すことができる場合があります。トラブルにあった 場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

消費者問題に関する 2022 年の 10 大項目

2022年の10大項目

- ◆18歳から大人に 4月から改正民法施行
- ◆SNS やマッチングアプリをきっかけに 詐欺的トラブル目立つ
- ◆海産物の送り付け商法 高齢者の割合も高く
- ◆ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生
- ◆霊感商法 対策検討会で提言まとめる 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」などが成立しました
- ◆生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も
- ◆新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの 購入も
- ◆再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- ◆消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正
- ◆消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表

※出展:独立行政法人国民生活センター 詳しくはホームページ(https://www.kokusen.go.jp/)をご覧ください。



▲ ABC 消費者情報ネットかごしまに登録しませんか?

○『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま』とは 悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近 な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)



〇配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、 右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。

鹿児島市消費生活センター

相談電話 099-808-7500(月~金曜日 9時~17時15分)

〒892-8677 鹿児島市山下町 11番1号 TEL 099-808-7512 FAX 099-808-7501 ホームページ https://www.city.kagoshima.lg.jp/

消費者ホットライン

相談電話 188 (±·日·祝日 10時~16時) ※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。

